

【公開版】

共通項目と個別項目の書き分けについて

令和4年9月16日



安有00-01 別紙1-2①における 安全機能を有する施設（第2章 個別項目）の記載方針について

【結論】

別紙1-2①については当該の申請対象設備に関連する設備区分の基本設計方針を記載することとする。

【理由】

第1回申請の申請対象となる安全冷却水冷却塔及び安全冷却水冷却系の主配管が
その他再処理設備の附属施設のうち冷却水設備のみに該当することから、
別紙1-2①として、全申請回次の基本設計方針を記載する必要はないと再整理した。

別紙1-2①記載イメージ (整理前後)

第2章 個別項目
2. 再処理設備本体
2.1 せん断処理施設
せん断処理施設の設計に係る共通的な設計方針については～
2.2 溶解施設
・
・ (中略)
・
7. その他再処理設備の附属施設
7.4 冷却水設備
冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については～
7.5 蒸気供給設備
・
・ (中略)
・



第2章 個別項目
2. 再処理設備本体
2.1 せん断処理施設
~~せん断処理施設の設計に係る共通的な設計方針については～~~
(せん断処理施設に係る基本設計方針について、せん断処理施設の
詳細設計の対象となる申請書で示す。)
2.2 溶解施設
・
・ (中略)
・
7. その他再処理設備の附属施設
7.4 冷却水設備
冷却水設備の設計に係る共通的な設計方針については～
7.5 蒸気供給設備
・
・ (中略)
・

大・中分類の設備区分は項目として残し、
具体的記載は後次回で示す旨を()書きで記載する。

申請対象となる設備に関連する項目のみを記載

基本設計方針における共通項目と個別項目の記載方針について

当社の現状の記載方針及び基本構成については以下のとおり。

【基本的な記載方針】

○逐条的に示した基本設計方針を条文単位で、各施設（系統）に共通する設計方針と、施設固有の設計方針とに分類し、前者を「共通項目」、後者を「個別項目」とする。

なお、事業変更許可との整合のために整理した、設備の系統構成及び主要設備に関する基本設計方針は「個別項目」に展開する。

【全体構成について】

○基本設計方針の構成は、上記の「共通項目」を第1章、「個別項目」を第2章とする。

【共通項目の基本構成について】

○共通項目の記載単位は基本的には技術基準規則の条文単位とするが、自然現象、設備に対する要求等の要求内容が同じものについては、複数条文を同一項目にまとめて記載する。

○共通項目と個別項目に関係する事項がある火災、溢水の条文や外部からの衝撃による損傷の防止に係る竜巻等の事項については、「第1章 共通項目」と「第2章 個別項目」に分けて基本設計方針をそれぞれ展開する。

【個別項目の基本構成について】

○個別項目の記載内容は、逐条的に示した各基本設計方針の中で、当該施設に該当する内容を集約して記載する。

○各施設の「個別項目」の章立てについては、事業変更許可申請書の設備項目を基に項目及びその順序を構成する。

○「個別項目」の事業変更許可申請書の設備項目を基にした各項目については、更に各設備の系統等ごとに章立てを行い記載する。

→以上を踏まえた共通項目と個別項目の記載パターンについて次頁に示す。

各条文における共通項目と個別項目の記載パターンについて

パターン①

共通項目のみに関係する事項がある条文
第7条（津波）等

第1章 共通項目

- ・津波防護に係る設計方針

パターン②（第2回以降）

個別項目のみに関係する事項がある条文
第28条（廃棄施設）等

第2章 個別項目

- ・廃棄施設の系統構成及び主要設備
 - ・廃棄施設の設計方針
- ※施設に対する共通的な設計方針は要求を受ける各条共通項目を呼び込み

パターン③

共通項目と個別項目に関係する事項がある条文
第8条（外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻））等

第1章 共通項目

- ・防護すべき施設・設計方針
- ・防護設計に係る荷重の設定
- ・竜巻影響評価・防護対策

第2章 個別項目

- ・竜巻防護対策設備の設備構成
- ・竜巻防護対策設備の設計方針

※施設に対する共通的な設計方針は要求を受ける各条共通項目を呼び込み

パターン④

共通項目に関係する事項があり、事業変更許可との整合のために整理した設備の系統構成及び主要設備に係る事項がある条文
第16条（安全機能を有する施設）等

第1章 共通項目

- ・安全機能を有する施設に対する共通的な設計方針

第2章 個別項目

- ・具体的な条文を受けない設備の系統構成及び主要設備

※施設に対する共通的な設計方針は要求を受ける各条共通項目を呼び込み

→共通項目と個別項目の記載方針を踏まえた上で各条ごとにパターンを設定の上、基本設計方針を作成している。

条文	個別/共通 分類	第1章 共通項目												第2章 個別項目					
		1. 核燃料 物質の臨 界防止	2. 地震	3. 自然現象等			4. 閉じ込めの機能			6. 再処理 施設内にお ける化学薬 品の漏えい による損傷 の防止	7. 再処理 施設におけ る化学薬品 の漏えい による損傷 の防止	8. 遮蔽	9. 設備に対する要求			10. その他			
				3.1 地震 による損傷 の防止	3.2 津波 による損傷 の防止	3.3 外部 からの衝撃 による損傷 の防止	4.1 閉じ 込め	4.2 放射 性物質によ る汚染の防 止	5. 火災等 による損傷 の防止				9.1 安全 機能を有す る施設		9.2 重大 事故等対 処設備	9.3 材料 及び構造	9.4 搬送 設備	10.1 再処 理施設への 人の不法な 侵入等の防 止	10.2 安全 遮断通路 等
第4条	核燃料物質の臨界防止	共通	○																個別項目としての展開事項なし
第5条	安全機能を有する施設の地震	共通		○															個別項目としての展開事項なし
第6条	地震による損傷の防止	共通	○																個別項目としての展開事項なし
第7条	津波による損傷の防止	共通			○														個別項目としての展開事項なし
第8条	外部からの衝撃による損傷の防止	共通				○													7.9 電巻防護設備
第9条	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	共通															○		個別項目としての展開事項なし
第10条	閉じ込めの機能	共通					○												個別項目としての展開事項なし
第11条	火災等による損傷の防止	共通								○									7.8 火災防護設備
第12条	再処理施設内における溢水による損傷の防止	共通									○								7.10 溢水防護設備
第13条	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	共通										○							7.11 化学薬品防護設備
第14条	安全遮断通路等	共通															○		7.1 電気設備
第15条	安全上重要な施設	共通										○							
第16条	安全機能を有する施設	共通										○							-具体的な条文を受けない設備の系統構成、処理能力及び主要設備等について記載 2.1 せん断処理施設 2.2 溶解施設 2.3 分離施設 2.4 精製施設 2.5 脱硝施設 2.6 酸及び溶媒の回収施設 2.7 圧縮空気設備 2.3 給水処理設備 2.4 冷却水設備 2.5 蒸気供給設備 2.6 分析設備 2.7 化学薬品貯蔵供給設備
第17条	材料及び構造	共通												○					個別項目としての展開事項なし
第18条	搬送設備	共通														○			個別項目としての展開事項なし
第19条	使用済燃料の貯蔵施設等	個別																	1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設 3. 製品貯蔵施設
第20条	計測制御系統施設	個別																	4. 計測制御系統施設
第21条	放射線管理施設	個別																	6. 放射線管理施設
第22条	安全保護回路	個別																	4. 計測制御系統施設
第23条	制御室等	個別																	4. 計測制御系統施設
第24条	廃棄施設	個別																	5. 放射性物質の廃棄施設
第25条	保管庫裏施設	個別																	5. 放射性物質の廃棄施設
第26条	使用済燃料等による汚染の防止	共通					○												個別項目としての展開事項なし
第27条	遮蔽	共通											○						個別項目としての展開事項なし
第28条	換気設備	個別																	5. 放射性物質の廃棄施設
第29条	保安電源設備	個別																	7.1 電気設備
第30条	緊急時対策所	個別																	7.14 緊急時対策所
第31条	通信連絡設備	個別																	7.15 通信連絡設備
第32条	重大事故等対処施設の地震	共通		○															個別項目としての展開事項なし
第33条	地震による損傷の防止	共通		○															個別項目としての展開事項なし
第34条	津波による損傷の防止	共通			○														個別項目としての展開事項なし
第35条	火災等による損傷の防止	共通											○						7.8 火災防護設備
第36条	重大事故等対処設備	共通															○		個別項目としての展開事項なし
第37条	材料及び構造	共通																	個別項目としての展開事項なし
第38条	臨界事故の拡大を防止するための設備	個別																	2.2 溶解施設 2.4 精製施設 4. 計測制御系統施設 5. 放射性物質の廃棄施設 7.2 圧縮空気設備
第39条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	個別																	5. 放射性物質の廃棄施設 7.4 冷却水設備
第40条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	個別																	5. 放射性物質の廃棄施設 7.2 圧縮空気設備
第41条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	個別																	2.4 精製施設 4. 計測制御系統施設 5. 放射性物質の廃棄施設
第42条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	個別																	1. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設
第43条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	共通															○		個別項目としての展開事項なし
第44条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	個別																	7.13 放出抑制設備
第45条	重大事故等への対処に必要な水の供給設備	個別																	7.3 給水処理設備
第46条	電源設備	個別																	7.1 電気設備
第47条	計装設備	個別																	7.12 補機駆動用燃料補給設備
第48条	制御室	個別																	4. 計測制御系統施設
第49条	監視測定設備	個別																	4. 計測制御系統施設
第50条	緊急時対策所	個別																	6. 放射線管理施設
第51条	通信連絡を行うために必要な設備	個別																	7.14 緊急時対策所 7.15 通信連絡設備